

第4回

委員会名 法人運営委員会

委員長名 L 池田 和司

開催日時	2020年10月9日 金曜日 16時00分～17時30分				
開催場所	キャビネット事務局 大会議室				
出席者	進藤義夫がバナー	○	L中井正力第1副地区がバナー	○	L増田正明第2副地区がバナー
	○ L 池田 和司 委員長	欠	L 中野 克行 副委員長	○	L 山本 康弘 副委員長
	○ L 竹本 裕美 副委員長		L 有賀 靖典 副委員長	欠	L 山本 和夫 委員
	○ L 権藤 理俊 委員	○	L 吉田 なつみ 委員	欠	L 二谷 仁吾 委員
	欠 L 元田 秀治 委員	○	L 村瀬 章一 委員	○	L 横山 荘司 委員
	欠 L 根本 二郎 委員	○	L 西山 和範 委員		
	出席オブザーバー				
	○ L 伊賀 保夫 前地区がバナー	○	L 大石 誠	○	L 脇村 孝友
	○ L 吉田 宗一郎	○	L 阿部 清彦 担当副幹事	○	L 田中 貴一
	※出欠返信が未着のメンバーは空欄としております。				
次第	司会・進行 副委員長 L山本 康弘				
	1	開会挨拶	L 山本 康弘		
	2	委員長挨拶	L 池田 和司		
		各位挨拶			
	3	審議			
	4	閉会挨拶	L 竹本 裕美		
挨拶	①	法人運営委員会委員長 L池田和司			
		本日は地区メンバーに先駆けて法人化に関わる重要な資料を配布しております。			
		時間の許す限り、実りのある議論をお願いしたい。			
	②	L中井正力 第1副地区がバナー			
		ガバナー公式訪問では法人化関連の話題が少ない印象を受けている。進藤ガバナー期に引き続いて着実に法人化を進めるためにも、今後も委員会に参加させて頂く。			
	③	L増田正明 第2副地区がバナー			
		10月26日の会長会、そして12月5日の設立総会が成功裏のうちに終わることを祈念しております。			
	④	L伊賀保夫 前地区ガバナー			
		新法人のスタートとなる設立総会に向けてやるべきことはまだまだあるので、キャビネットと当委員会との認識を一つにして取り組んで頂きたい。			
	⑤	L大石誠 LCIFエリアリーダー(東日本担当)元地区がバナー・名誉顧問			
	地区メンバーの法人化に対する認識は充分とは言えないため、10月26日会長会に向けて、しっかりと準備を進めて頂きたい。				

議 題	審議経過事項の概要
①	<p>10月2日 法人運営委員会臨時会議報告</p> <p>法人運営委員会臨時会議議事要旨(配布資料①)に基づき、L竹本副委員長より会議内容の説明がなされた。</p>
②	<p>組織規程及び役員候補者規程について</p> <p>組織規程及び役員候補者規程(配布資料②)は9月1日に開催された新法人社員総会議事録(配布資料③)記載の通り、承認済である件がL池田委員長より報告された。</p> <p>また、役員候補者規定第2条の理事に法人運営委員会副委員長が記載されている件について異議が出ているが、理事候補資格者であり、理事各位並びに社員総会の決定に委ねる方針を確認した。</p> <p>続いて、理事候補者にクラブも入れるべきとの意見を受けて、民主主義の観点から尤もな考え方であるが、クラブの負担も考慮して、運営立ち上げの段階ではキャビネットが対応する方針が望ましいと、メンバーに回答した経緯がL池田委員長より報告された。</p>
③	<p>創立総会招集のための理事会日程及び議題について</p> <p>理事会日程は10月26日会長会以降で調整を行う事となった。</p> <p>また、会費規定について議題とする件が共有された。</p>
④	<p>10月26日会長会での委員会としての対応について</p> <p>原則として当委員会メンバーは出席とする方針とした。また当日のメンバー各位からの質問に対しては、都度適切なメンバーが回答にあたる事となった。</p> <p>尚、東京零環LC屋代Lからの問題提起8項目に対しては、10月19日にガバナーチームとL池田委員長、L吉田宗一郎アドバイザー、屋代Lでのミーティングが予定されている事、会長会の時間の関係上4項目について回答する方針である件がL池田委員長より報告された。</p>
⑤	<p>広報・IT・クラブサクセス委員会に対する取材依頼について</p> <p>10月26日会長会終了後にL池田委員長、L竹本副委員長、L伊賀前地区ガバナーほか出席可能な委員会メンバー参加のもと、地区ニュース掲載のための取材が行われる件を共有した。</p>
	<p>次回委員会日程について</p> <p>11月2日(月)16時00分～17時30分 キャビネット事務局 大会議室</p>

法人運営委員会臨時会議議事要旨

作成者 副委員長 L 竹本 裕 美

開催日時 2020年10月2日 13時30分～15時00分

開催場所 キャビネット事務局 大会議室

1. 新法人設立プロセスの経緯と現状

委員長L池田和司より、2020年9月1日、新法人の社員総会が開催され、クラブ社員及び個人社員の入社が承認されたこと、組織規定及び役員候補者規定が承認されたこと、設立時理事のL今井文彦及び設立時監事のL細川孝雄が創立社員総会の終了をもって辞任することが承認されたことの報告がなされ、新法人の全部事項証明書により、新法人の登記の内容についても説明がなされた。

なお、2020年10月26日の創立総会は延期され、会長会が開催されることとなったため、前記期日において開催された理事会の決議事項は、今後開催される理事会において変更の決議がなされることが確認された。

その他、前記会長会の開催通知において使用されている法人化という文言について、既に法人が設立されていることから法人運営という文言に変更することが協議されたが、10月26日の会長会までは法人化という文言を使用することとされた。

2. 新法人の検討課題

(1) 今期中のキャビネット主催での収益事業の有無

進藤義夫ガバナーより、今期は収益事業を行なう予定のないことが報告された。

(2) 社員総会日程を第2回キャビネット会議後とする件

前記のとおり10月26日は会長会とし、創立総会は2020年12月2日14:00からAP西新宿で行なうこととされた。

なお、創立総会で提出する事業計画書、収支予算書は、ガバナーより資料の提供を受け、法人運営委員会で作成することとされた。

(3) 支援会から寄付を受ける期日

新法人の定款第43条第2項により、キャビネット事務局の区分所有建物の寄付を受けるについては社員総会の特別決議を要することが確認され、創立総会で特別決議を行なうこととされた。なお、支援会から寄付を受ける他の財産等についても特別決議を要するかを確認するため、寄付を受ける財産等について目録を作成することとされた。

寄付を受ける期日は2020年12月31日とされた。

移転登記は翌年1月となる予定である。

(4) 社員総会の委任状による出席可否

委任状による出席も可とすることとされた。

(5) 法人運営委員会副委員長の新法人理事就任の件

10月26日の会長会で意見を聞いたうえで判断することとされた。

(6) その他

副委員長L竹本裕美より、法人運営委員会とガバナーを含む3役との間の認識の共有化をはかるため、国際理事会方針書、第15章、6. 財団の規定及び第7章標準版地区会則及び付則について説明がなされた。

また、進藤義夫ガバナーより、新法人の定義をわかりやすく読み換える文章を作成することが提案され検討課題とされた。

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人東京地区ライオンズ（以下、本法人という。）の組織については、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(本法人の組織)

第2条 本法人は、構成組織として定款によるもののほか執行理事会、幹事会及び各種委員会を置く。

第2章 本法人構成組織

第1節 社員総会

(社員総会の開催)

第3条 定款第15条に定める定時社員総会は毎年2回以上開催する。

2. 臨時社員総会は、定款第15条第3項に基づき、臨時開催する。

(社員総会の議長)

第4条 社員総会の議長は、代表理事とする。

2. 社員総会において、出席会員の内から副議長を1人選出することができる。

3. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは議長の職務を代行する。

(規程等)

第5条 次に掲げる規程等の改廃については社員総会の承認を必要とする。

(1) 組織規程

(2) 会計処理規程

(3) 役員候補者規程

(理事及び監事の選出方法)

第6条 定款第24条第1項に定める理事及び監事の選任方法は、役員候補者規程により選出された役員候補者の内から社員総会において選任するものとする。

第2節 理事及び監事

(理事及び監事)

第7条 理事及び監事の選任方法については、役員候補者規程で定める。

第3節 理事会

(理事会の開催)

第8条 理事会は、定例理事会を概ね3ヶ月毎を目途に一事業年度内少なくとも4回は開催しなければならない。

2. 理事会は、代表理事より職務の執行状況の報告を受けるものとする。
3. 理事会は、330-A地区のキャビネット会議の審議内容・決議を最大限重視して執り行われるものとする。

第4節 執行理事会

(執行理事会)

第9条 執行理事会は、代表理事、専務理事、常務理事及びキャビネット幹事・会計・法人運営委員会委員長をもって構成する。

2. 執行理事会は、理事会から委任された業務の執行に関し必要な事項及び緊急に処理すべき事項を決議する。
3. 執行理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
4. 執行理事会の審議が協議又は議決によるときは、出席役員の多数決による。
5. 執行理事会の開催は、原則として月1回とし必要に応じ代表理事がこれを招集する。

第5節 業務執行組織

(業務執行組織)

第10条 本法人の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会の下に執行理事会及び幹事会をおき、執行理事会は役員候補者規程に定める理事の内6名程度で構成され、理事及び理事会を補佐するものとし、幹事会は役員候補者規程に定める執行理事と地区ガバナーから指名された副幹事全員で構成し、本法人の事務局業務をなす。

(事務局)

第11条 本法人は、総会、理事会、執行理事会及び幹事会の決定事項について、事務処理をなす事務局職員で構成する事務局を置くことが出来る。幹事会は事務局職員を指揮監督して本法人の事務を処理する。

第6節 委員会

(委員会)

第12条 代表理事は本法人の管理運営を管掌する法人委員会その他各活動事項について諮問するため委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。
3. 委員会は代表理事が招集する。
4. 委員会の委員長及び委員の任期は、代表理事が委嘱した日から任務終了の日までとする。

第7節 雑則

(相談役・参与)

第13条 本法人において、以下の相談役、参与を置くことが出来る。

- (1) 相談役 ライオンズクラブの発展に寄与した主として名誉顧問会のメンバー
- (2) 参与 ライオンズクラブ330複合地区の役員(委員長・副委員長)・ライオンズ国際協会から特命を受けたGLT、GMT、GST、FWT、LCIF委員その他これに準ずる者

(決議の優劣)

第14条 本法人の決議事項と330-A地区(代議員会)の決議事項が矛盾抵触する場合、本法人は330-A地区の決議を尊重し、330-A地区の決議を優先する。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本法人の事務の運営上必要な細則は、理事会の議を経て代表理事が別に定める。

附則

この規程は、本法人定款が施行された日（令和2年9月1日）から施行する。

役員候補者規程

(目的)

第1条 一般社団法人東京地区ライオンズの役員の選任については、組織規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(理事)

第2条 定款第23条(1)に定める理事は、前年度4月乃至5月に開催される330-A地区年次大会代議員総会で選出された地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー及び地区ガバナーにより指名されたキャビネット幹事、キャビネット会計、一般社団法人東京地区ライオンズの法人運営を担当する委員会の委員長、同委員会副委員長及び前地区ガバナーを理事候補者の資格者とし、社員総会で選任された者が就任する。

2. 理事会において、理事の内、代表理事、専務理事の各1名と常務理事2名を選任する。代表理事には地区ガバナー、専務理事には第1副地区ガバナー、常務理事には第2副地区ガバナー、前地区ガバナーが就任する。

(監事)

第3条 定款第23条(2)に定める監事は、歴代元ガバナー、前キャビネット幹事、同会計及び前条に定める委員会の前委員長を監事候補資格者とし、前条に定める社員総会で選任されたものが就任する。

施行日 令和2年9月1日

社員総会議事録

令和2年9月1日15時00分、当法人本店会議室において、社員総会を開催した。

当会社の社員総数	3名
総社員の議決権数	3個
議決権を行使することができる社員数	3名
この議決権総数	3個

出席理事	伊賀保夫 今井文彦 進藤義夫 中井正力
出席監事	細川孝雄

定款の定めにより、代表理事 伊賀 保夫は、定刻議長席につき、本日の出席社員数を報告し、本総会は法令及び定款に定める定足数を満たしている旨を述べて議事に入った。

議事録署名人については、議長一任とする提案がなされたので、議長は池田和司氏と大石誠氏の2名が氏名し、全員異議なく承認され、両人も承諾した。

第1号議案 クラブ社員及び個人社員の入社の特

議長は、クラブ社員として、当法人に入社の申込みをするライオンズクラブ国際協会330-A地区所属のライオンズクラブが別紙1のとおりであることの説明がなされ、その入社について承認を求めた。また、個人社員については、定款第6条第3項にその資格が限定列挙されていることに鑑み、今後、入社申込みがなされたことを条件とする入社について承認を求めた。満場異議なく本議案は可決確定した。

第2号議案 社内規程の承認の特

議長は、ライオンズクラブ国際協会330-A地区と適切かつ安定的に連続性を持って活動する観点から、別紙2の組織規程及び役員候補者規程の案を制定すべきことが望ましいとの説明がなされ、その内容について承認を求めたところ、満場異議なく本議案は可決確定した。

第3号議案 設立時理事の辞任の特

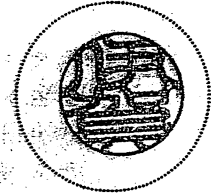
議長は、2020年10月26日社員総会の終了をもって、設立時理事である今井文彦及び設立時監事である細川孝雄が辞任する予定であることが報告され、その内容について承認を求めたところ、満場異議なく本議案は可決確定した。

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣し、15時15分散会した。以上の決議を明確ならしめるために本議事録を作成し、議長及び出席社員は、次に記名押印する。

令和 2 年 9 月 1 日

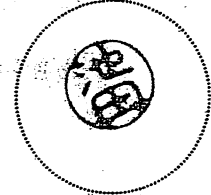
一般社団法人東京地区ライオンズ 社員総会

議長及び出席社員 伊 賀 保 夫
(議事録作成者)



議事録署名人

池田和司



大石 誠

